

福祉こども総室  
＜上北地方福祉事務所＞

# 1 生活保護

## (1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度～平成29年度にかけては微増、平成30年度は微減となり、令和元年度は微増となった。

平成30年度～令和元年度の町村別の被保護世帯数は、六戸町が1世帯減少し、野辺地町は増減はなく、他の町村では増加している。

### ① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

\*指数は、平成27年度を100とした場合の数値である。

年度	区分	世帯数	指数	対前年度比
平成27年度		1,107	100.0	99.8
平成28年度		1,115	100.7	100.7
平成29年度		1,125	101.6	100.8
平成30年度		1,106	99.9	98.3
令和元年度		1,116	100.8	100.9

### ② 町村別被保護世帯数（令和元年度 単位：世帯数）

町村名	区分	世帯数	対前年度比
野辺地町		240	100.0
七戸町		206	102.4
六戸町		99	99.0
横浜町		96	101.0
東北町		352	100.8
六ヶ所村		123	101.6
計		1,116	100.9

ア 令和元年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は平成27年度の61.1%から67.2%と6.1ポイントの増加、その他世帯は平成27年度の13.0%から9.0%と4.0ポイント減少している。

また、母子世帯は平成27年度の2.3%から1.8%と0.5ポイントの減少、傷病・障害世帯は平成27年度の23.3%から21.8%と1.5ポイント減少している。

世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成27年度		596	81	677	26	184	75	259	82	63	145
平成28年度		619	81	700	25	184	69	253	81	56	137
平成29年度		643	81	724	26	184	64	248	74	54	128
平成30年度		644	84	728	23	183	58	241	59	55	114
令和元年度		663	87	750	21	188	56	244	47	54	101
内 訳	野辺地町	136	17	153	3	48	9	57	16	12	28
	七戸町	116	12	128	5	36	15	51	8	15	23
	六戸町	69	8	77	2	13	3	16	3	2	5
	横浜町	54	7	61	2	16	5	21	5	8	13
	東北町	231	30	261	7	54	13	67	4	12	16
	六ヶ所村	58	13	71	2	23	10	33	11	6	17

イ 令和元年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は9.4%で、平成27年度の10.8%に比べわずかながら減少している。

① 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分 年度		働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている						
		常用	日雇	内職	その他	計		
平成27年度		51	2	5	16	74	46	987
平成28年度		51	1	6	17	75	40	1,000
平成29年度		52	0	4	19	75	33	1,017
平成30年度		50	0	4	18	72	33	1,000
令和元年度		53	0	4	16	73	33	1,010
内 訳	野辺地町	20	0	0	5	25	10	205
	七戸町	10	0	1	3	14	8	185
	六戸町	10	0	1	3	14	2	84
	横浜町	2	0	0	1	3	4	89
	東北町	8	0	1	4	13	7	332
	六ヶ所村	2	0	1	0	3	3	116

## (2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成24年度～平成25年度は増加傾向にあったが、平成26年度からは微減となり、平成27年度～平成29年度は横ばい、平成30年度は減少した。

平成30年度～令和元年度を町村別に見ると、七戸町が増加し、東北町、六ヶ所村は横ばい、他の町村は減少している。

### ① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度	人員数	対前年度比
平成27年度	1,441	99.0
平成28年度	1,431	99.3
平成29年度	1,431	100.0
平成30年度	1,407	98.3
令和元年度	1,401	99.5

### ② 町村別月平均被保護人員（令和元年度 単位：人）

町村名	人員数	対前年度比
野辺地町	293	98.3
七戸町	270	102.2
六戸町	117	95.9
横浜町	131	97.7
東北町	428	100.0
六ヶ所村	162	100.0
計	1,401	99.5

## (3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっている。

平成30年度～令和元年度を町村別に見ると、六戸町、横浜町が減少し、他の町村は増加している。

### ① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

町村名	27	28	29	30	元
野辺地町	24.9	24.0	23.6	22.9	23.0
七戸町	16.5	16.3	17.5	17.6	18.3
六戸町	13.0	13.0	12.0	11.6	11.1
横浜町	28.6	29.0	30.2	30.8	30.7
東北町	23.6	24.6	25.0	24.9	25.2
六ヶ所村	15.1	14.9	14.8	15.5	15.7
管内	19.9	19.9	20.1	20.0	20.1
県	23.1	23.2	23.3	23.4	23.4
国	17.0	16.9	16.7	16.6	16.6

#### (4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成27年度以降の保護の申請件数は120～170件台、保護の開始件数は90～120件台で推移しており、平成30年度以降は増加傾向である。

廃止件数も、平成30年度以降は増加傾向である。

##### ① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

年度 \ 区分	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成27年度	173	105	35	14	94
平成28年度	143	96	36	24	96
平成29年度	121	93	19	14	87
平成30年度	161	111	36	12	120
令和元年度	170	128	33	11	127

#### (5) 保護費の状況

令和元年度における保護費の支出総額は、約20億5,500万円であり、平成30度の約20億4,600万円に比べ0.9%増加している。支出総額のうち、医療扶助は50.5%となっており高い比重を占めている。

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	就労自立準備付金 進学準備付金	計
野辺地町	131,359,850	46,936,887	609,294	95,060	3,221,603		527,605	1,307,961	12,720,564	320,000	197,098,824
七戸町	113,809,864	26,991,732	548,622	133,210	2,347,934	6,650	401,888	351,033	6,965,468		151,556,466
六戸町	52,366,197	13,932,377	40,373		1,024,559	▲5,200	420,620	258,174	11,300,389	259,128	79,586,617
横浜町	53,663,500	10,808,053	537,882		1,318,661		1,055,401	181,960	18,798,641		86,364,118
東北町	216,233,378	70,404,780	1,422,656	626,622	5,192,430		1,375,501	1,049,501	9,244,078	300,000	305,908,946
六ヶ所村	80,344,859	11,417,683	442,215	5,900	1,925,768		412,913	408,890	8,811,263	22,000	103,791,521
小計	647,827,648	180,491,512	3,601,042	860,792	15,030,955		4,193,933	3,557,599	67,840,403	901,158	924,306,492
払基金支払分					1,038,762,966						1,038,762,966
国保連支払分				92,334,676							92,334,676
合計	647,827,648	180,491,512	3,601,042	93,195,468	1,053,793,921	1,450	4,193,933	3,557,599	67,840,403	901,158	2,055,404,134

(単位：円)

## 2 児童福祉

### (1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

### 3 母子（父子・寡婦）福祉

#### (1) 母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成27年度から令和元年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	27	28	29	30	元
生活一般	住 宅		7	11	3	5	5
	医 療 ・ 健 康		12	20	8	23	17
	家 庭 紛 争		1	12	4	4	2
	就 労		43	58	62	39	53
	結 婚		0	1	0	0	0
	養 育 費		1	2	2	1	3
	借 金		4	4	6	9	4
	そ の 他		9	11	12	8	6
	小 計		77	119	97	89	90
児 童	養 育		7	13	7	7	88
	教 育		7	4	5	10	6
	非 行		0	0	0	1	1
	就 職		1	3	2	5	3
	そ の 他		0	3	4	9	8
	小 計		15	23	18	32	106
経 済 活 支 援 援 護	母子・父子福祉資金		1,105	1,380	1,027	1,053	767
	寡 婦 福 祉 資 金		16	30	112	24	17
	公 的 年 金		0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当		0	0	3	2	3
	生 活 保 護		3	3	0	3	3
	税		0	5	1	5	1
	そ の 他		8	9	15	15	16
	小 計		1,132	1,427	1,158	1,102	807
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)		0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)		0	0	0	0	0
	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅 (27 条)		0	0	0	0	0
	母 子 福 祉 施 設 の 利 用		0	1	0	0	0
	母 子 生 活 支 援 施 設 (38 条)		0	0	0	0	1
	小 計		0	1	0	0	1
	合 計		1,224	1,570	1,273	1,223	1,004

(十和田市及び三沢市を含む)

## (2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

令和元年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	4	2,526,000	21	11,595,000	25	14,121,000	1	360,000	1	630,000	2	990,000	0	0	0	0	0	0
高校（一般）分	0	0	1	360,000	1	360,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（一般）分	2	612,000	3	1,149,000	5	1,761,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校（特別）分	0	0	12	4,830,000	12	4,830,000	1	360,000	1	630,000	1	990,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学（特別）分	2	1,914,000	5	5,256,000	7	7,170,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	1	291,170	0	0	1	291,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	5	2,091,000	0	0	5	2,091,000	1	180,000	0	0	1	180,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	1	100,000	0	0	1	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	0	0	0	0	0	0	1	180,000	0	0	1	180,000	0	0	0	0	0	0
専修分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	4	1,991,000	0	0	4	1,991,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	4,908,170	21	11,595,000	31	16,503,170	2	540,000	1	630,000	3	1,170,000	0	0	0	0	0	0

### (3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

令和元年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、62.8%で平成30年度の62.5%より0.3ポイント改善した。また、収入未済額は、平成30年度の28,322,290円に比べ910,729円改善した。寡婦福祉資金の償還率は、86.5%で平成30年度の74.7%よりも11.8ポイント改善した。また、収入未済額は、平成30年度の426,847円に比べ226,406円改善した。当総室の父子福祉資金利用者の償還は平成29年度から始まり、償還率は100%である。

収入未済の解消については、定期的に収納未済対策会議を開催の上、償還指導を行っている。

種別		調定年度	現年度				過年度				計			
			調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金		45,298,189	43,130,323	2,167,866	95.2%	28,322,290	3,079,520	25,242,770	10.9%	73,620,479	46,209,843	27,410,636	62.8%
	利子		3,223	2,298	925	71.3%	0	0	0	-	3,223	2,298	925	71.3%
	計		45,301,412	43,132,621	2,168,791	95.2%	28,322,290	3,079,520	25,242,770	10.9%	73,623,702	46,212,141	27,411,561	62.8%
	(県合計)		243,581,409	219,205,250	24,376,159	90.0%	246,051,710	17,017,650	229,034,060	6.9%	489,633,119	236,222,900	253,410,219	48.2%
種別		調定年度	現年度				過年度				計			
			調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
父子福祉資金	元金		214,843	214,843	0	100.0%	0	0	0	-	214,843	214,843	0	100.0%
	利子		0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計		214,843	214,843	0	100.0%	0	0	0	-	214,843	214,843	0	100.0%
	(県合計)		938,954	910,286	28,668	96.9%	46,669	9,166	37,503	19.6%	985,623	919,452	66,171	93.3%
種別		調定年度	現年度				過年度				計			
			調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金		1,061,028	1,055,828	5,200	99.5%	426,847	231,606	195,241	54.3%	1,487,875	1,287,434	200,441	86.5%
	利子		0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
	計		1,061,028	1,055,828	5,200	99.5%	426,847	231,606	195,241	54.3%	1,487,875	1,287,434	200,441	86.5%
	(県合計)		5,059,047	4,701,160	357,887	92.9%	5,245,258	589,306	4,655,952	11.2%	10,304,305	5,290,466	5,013,839	51.3%

## 4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成26年1月から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる)が施行されたことに伴い、平成14年4月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員1名が対応している。

令和元年度の女性相談の相談者数は9人で、延件数は27件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は7人、延件数は11件で、全て女性からの相談となっている。

また、ストーカー被害者に関する相談については、相談件数は、1人延べ件数は11件となっている。

### (1) 女性相談受付状況

#### ①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談		メール	その他	合計
		(再掲)		夜間相談 (17時以降 の電話相談)						
		来所 指示等	外国人 からの 相談							
27	実人員(人)	9	1		2	8			19	
	相談延べ件数(件)	19	1		5	10			34	
28	実人員(人)	13	1		1	2			16	
	相談延べ件数(件)	44	1		2	6			52	
29	実人員(人)	8			2	10			20	
	相談延べ件数(件)	15			2	16			33	
30	実人員(人)	2				8			10	
	相談延べ件数(件)	4				17			21	
元	実人員(人)	6	1			3			9	
	相談延べ件数(件)	22	1			5			27	

②相談経路（実人員）

年 度	区 分	計	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	労 働 機 関	民 間 シ ェ ル タ ー	知 人 縁 故 関 係	そ の 他
27	来所・巡回等	11	3	1			1	1	4						1	
	電 話	8	5						2						1	
	計	19	8	1			1	1	6						2	
28	来所・巡回等	14	10				1		3							
	電 話	2							2							
	計	16	10				1		5							
29	来所・巡回等	10	7				1		2							
	電 話	10	9						1							
	計	20	16				1		3							
30	来所・巡回等	2	2													
	電 話	8	8													
	計	10	10													
元	来所・巡回等	6	3	1				1							1	
	電 話	3	3													
	計	9	6	1				1							1	

③主 訴（実人員）

平成 22 年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成 24 年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

年 度	計	人 間 関 係															経 済 問 題			医 療 関 係			住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	※ 5 条 違 反																	
		夫 等		子 ども		親 族		交 際 相 手		そ の 他 の 者 か ら の 暴 力	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 出 産	そ の 他																							
		夫 等 の 暴 力	薬 物 中 毒 ・ 酒 乱 問 題	離 婚 の 他	そ の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 の 暴 力																				そ の 他 の 親 族 の 暴 力	交 際 相 手 か ら の 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 か ら の 暴 力	そ の 他													
27	19	11	2	2				1					1				1																												
28	16	12	1	1								1					1																												
29	20	4	8	2			1	1	1	1			1				1																												
30	10	1	1	1			1	1	2			1	2																																
元	9	4	1							1		1	2																																

※売春防止法 5 条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6 月以下の懲役又は 1 万円(2 万円)以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方になるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方になるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

年度	区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	移 送 婦人相談所・婦人相談員へ	移 送 他府県の婦人相談所へ	移 送 その他の関係機関・施設へ	助言・指導のみ	その他	合計
年度	27									19		19
	28						1			15		16
	29									20		20
	30									9	1	10
	元						1			6	2	9

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数

平成26年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成26年1月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。(延べ件数)

年度	来所	合計		合計	加害者との関係					
		女性	男性		配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)	
					届出有	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
27	来所	11	11	11	8			3		
	電話	13	13	13	11			2		
	その他	5	5	5	4			1		
	合計	29	29	29	23			6		
28	来所	18	18	18	18					
	電話	23	23	23	23					
	その他	3	3	3	3					
	合計	44	44	44	44					
29	来所	8	8	8	8					
	電話	12	12	12	10			1	1	
	その他	1	1	1	1					
	合計	21	21	21	19			1	1	
30	来所	1	1	1					1	
	電話	7	7	7	1				6	
	その他	0		0						
	合計	8	8	8	1				7	
元	来所	4	4	4	2	1				1
	電話	7	7	7	4	2				1
	その他									
	合計	11	11	11	6	3				2

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
27	2	2	0
28	2	2	0
29	0	0	0
30	0	0	0
元	0	0	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
27	1	1	0
28	0	0	0
29	0	0	0
30	0	0	0
元	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度				通 報
	合 計	女 性	男 性	
27	0	0	0	0
28	0	0	0	0
29	0	0	0	0
30	0	0	0	0
元	0	0	0	0

※「女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。

※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。

(3) ストーカー行為等に関する相談

①相談件数 (延べ人数)

合 計		
	女性	男性
12	12	0